

県南家畜衛生情報



今号の主な内容

- 平成20年度の病性鑑定成績について
- 台湾での口蹄疫の発生について
- 暑熱対策～今年の夏を無事故で乗り切るために～
- 薬事法及び獣医療法における変更事項等の届出に関する遵守事項について
- 平成21年度岩手県県南家畜保健衛生所組織体制
- 平成21年度特定疾病予防注射接種料金のお知らせ

2009

第39号

平成21年6月30日

平成20年度の病性鑑定成績について

平成20年4月から21年3月までの間に、561件15,191頭羽の病性鑑定を実施しました。家畜別の検査件・頭数は、牛、馬、豚、鳥およびミツバチの順に、346件9,166頭、54件641頭、146件5,136頭、11件41羽および4件207群でした。主な検査対象疾病は、牛ヨーネ病、牛白血病、牛サルモネラ症、牛RSウイルス病、豚オーエスキー病、馬鼻肺炎、馬パラチフス、馬インフルエンザ、鳥インフルエンザ、ミツバチの腐蛆病等でした。以下に主な疾病について記載します。

牛

- 1) ヨーネ病** 岩手県では、昨年度から肉用繁殖牛の定期検査が始まり、本検査による摘発を含め、乳用牛3頭、肉用牛17頭が患畜となりました。当所では、定期検査および既発生農場の清浄確認検査により乳用牛2,181頭、肉用牛4,199頭を検査し、乳用牛2頭、肉用牛7頭が患畜として摘発されました。
- 2) 牛白血病** 本病の発生は全国的に年々増加の傾向にあります。当所では本病が疑われた117頭を検査し、乳用牛21頭（17農場）、肉用牛29頭（29農場）の計50頭が本病と診断されました。さらに、3地域が、地域一体として継続的に本病の防疫対策に取り組んでいます（3地域で合計1,658頭）
- 3) 牛サルモネラ症** 30頭を飼養する酪農場1戸で、搾乳牛5頭に発熱、下痢あるいは元気消失が見られ、検査を実施しました。発症牛全頭と症状を認めなかった5頭の糞便からサルモネラ（*Salmonella*04:i:-）が分離されました。抗生物質の投与とワクチン接種により終息しました。
- 4) 牛RSウイルス病** 120頭を飼養する肉用牛育成農場1戸で、1週間に4～7カ月齢の牛50頭が発熱、咳および鼻汁漏出を示しました。発症牛では牛RSウイルス抗体が上昇し、ウイルス遺伝子が検出されました。本病ワクチンの接種を導入直後から導入後数日に変更すること、また、移行抗体が低下する時期に追加することにより発症を防止しています。

馬

- 1) **馬鼻肺炎** 本病は馬ヘルペスウイルス（EHV）1型及び4型により馬に肺炎や流産を引き起こす病気で、県内では初めての発生でした。馬飼養施設1戸で、妊娠馬8頭が妊娠9-10ヶ月に流産し、流産胎子の病性鑑定を実施したところ、肺に核内封入体（ウイルス粒子等の集まり）が認められ、病変部からEHV及びEHV1型遺伝子が検出されました。また、同じ施設で飼養されていた馬の半数以上でEHV1型の抗体の上昇が認められ、本ウイルスの流行があったことが伺われました。本病ワクチンを分娩前に複数回接種し、再発を防止しています。
- 2) **馬パラチフス** 本病は *Salmonella Abortusequi* により馬に流産を引き起こす病気で、県内では初めての発生でした。1放牧場で妊娠馬4頭が、元気消失および発熱を示し妊娠5~6ヶ月に流産し、病性鑑定を実施したところ、流産胎子および胎盤から原因菌が分離されました。地域で飼養されている馬の抗体検査を実施し、発症馬、同居馬および高い抗体価を持続した馬が自主淘汰されました。地域内全頭の定期的および導入馬の抗体検査等の防疫措置を講じています。

ミツバチ

- 1) **腐蛆病** 西洋みつばち3~177群を飼養する3養蜂場で本病が発生しました。発生群数は、133（177群中）、3群（3群中）および23群（27群中）であり、いずれも細菌検査により、*Paenibacillus larvae* が分離されました。発生群を焼却処分するとともに、未発生群の反復検査を行い、さらに1農場1群の続発を確認しました。

台湾での口蹄疫の発生について

6月23日、台湾の1養豚農場で口蹄疫の発生が報告されました。台湾での本病の発生は、今年に入り4例目です。本病の侵入防止のため、牛と豚の飼養者の皆様は、以下についてご協力ください。

- 飼養衛生管理の徹底により、本病ウイルスの畜舎等への侵入を防止すること
- 食物残渣を与えている場合は、確実に加熱処理すること
- 発生国への渡航をできるだけ控えること。やむを得ず渡航する際は、畜産農場への立ち入りは避け、関係物品を国内へ持ち込まないこと

※ 発熱、大量の流涎（よだれ）、口・蹄・乳房などに水泡を形成、複数の家畜が発病する、といった症状が認められた場合には、獣医師若しくは当所にご連絡をお願いします。

暑熱対策 ～今年の夏を無事故で乗り切るために～

今年もいよいよ暑い夏がやってきます。

暑熱の影響は、乳量の減少や増体・繁殖成績の悪化だけでなく、熱射病による死亡を引き起こし、経営に大きなダメージを及ぼします。格的な夏を前に以下の項目をチェックしましょう。



1 畜舎、鶏舎の管理

- ◎送風機器や換気設備の働きをチェックし効率よい換気を！
- ◎密飼いは避けましょう。
- ◎配水設備を確認しいつでも新鮮な水が飲めるように！
- 畜舎内外や屋根に放水・散水し、舎内温度を下げましょう。
- 細霧を行うときは湿気がこもらないように換気等に注意！

涼しく
快適な環境を！

2 家畜・家禽の健康管理

- ◎良質な飼料、ミネラルを与えて健康を維持しましょう。



3 熱射病のサインです

- ①元気・食欲不振
- ②体温上昇と呼吸速迫、開口呼吸
- ③目や陰部などの粘膜の充血
- ④目がくぼんだり、脱水症状

きけん！

異常が見られたら
すぐに獣医師に連絡し、

4 応急処置（農場の皆さんへ）

- ◎涼しい日陰に移動させる。
- ◎十分に水を飲ませる。
- 冷たい流水を頭部～全身にかける。

5 獣医師の対処

- ◎暑熱対策のチェックと指導をする
- ◎大量輸液（重曹注、リンゲルなど）
- 強心剤の投与

薬事法及び獣医療法における変更事項等の届出に関する 遵守事項について

この度、薬事法の一部を改正する法律が平成21年6月1日に施行されましたが、動物用医薬品販売業等の皆様のご協力により届出事項等についてスムーズに移行されており感謝申し上げます。しかしながら、一部、旧法から維持されている**変更事項等の届出期間**について遅延事例が散見されますことから、注意を喚起して頂きたく以下に**規定の要約**を記載させていただきます。

また、診療施設開設者の皆様におかれましても同様に記載させていただきますので法令遵守の観点からもご確認の上よろしくお願い致します。

～ 動物用医薬品販売業の皆様へ ～

○休廃止等の届出(根拠：薬事法第38条において準用する同法第10条の規定)

動物用医薬品販売業の開設者は、その店舗を休廃止、若しくは再開したとき、又は省令で定める事項(開設時の申請事項)を変更したときは、**30日以内**に店舗所在地の都道府県知事(岩手県：管轄内の家畜保健衛生所長)に届出なければならない。

～ 診療施設開設者の皆様へ ～

○診療施設の開設の届出(根拠：獣医療法第3条の規定)

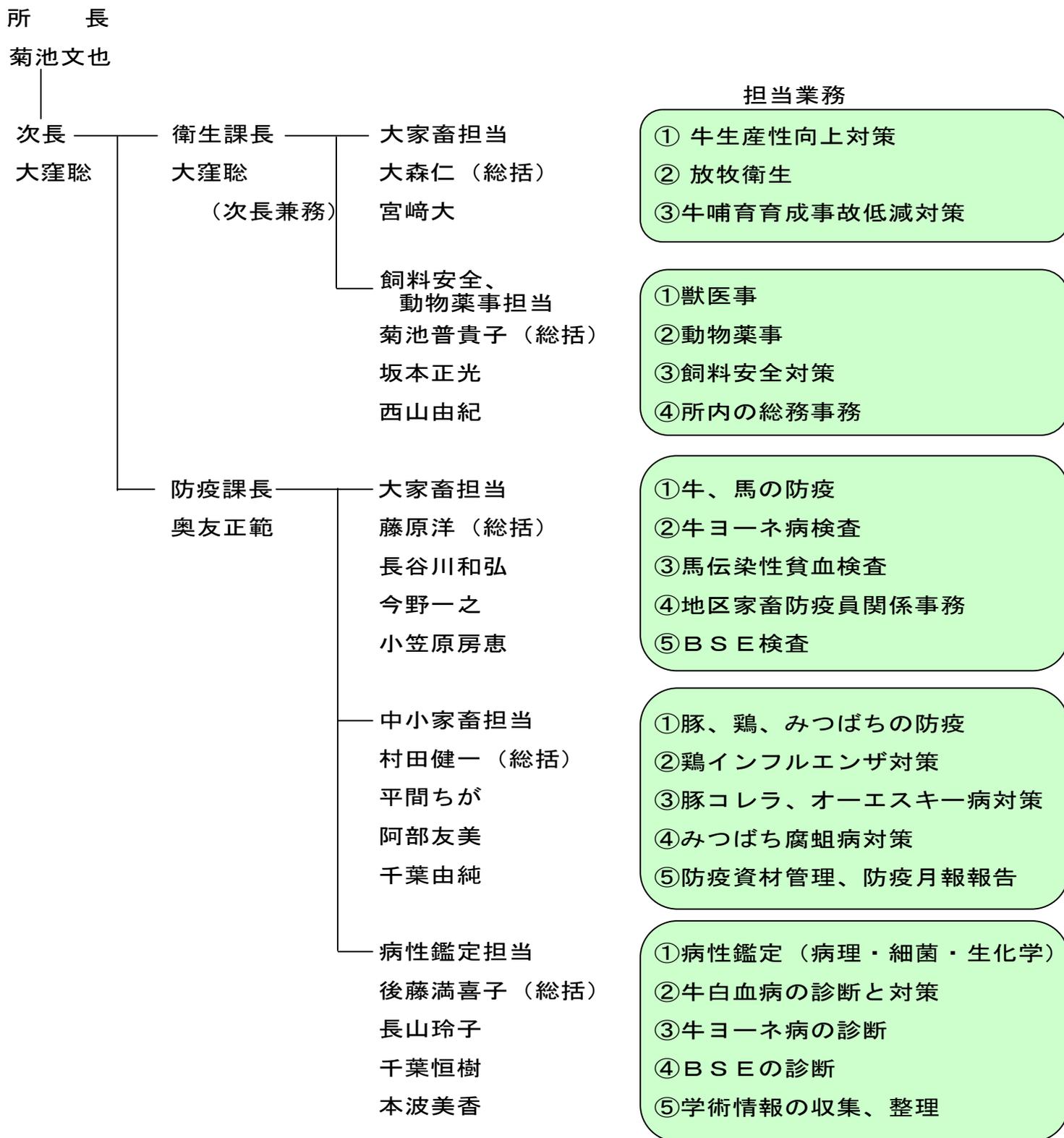
診療施設を開設した者は、その開設の日から**10日以内**に、所在地を管轄する都道府県知事(岩手県：管轄内の家畜保健衛生所長)に省令で定める事項を届け出なければならない。当該診療施設を休廃止し、又は届け出た事項を変更したときも、同様とする。



上記動物用医薬品販売業に関する手続き等の申請様式は岩手県県南家畜保健衛生所のホームページにございますのでアクセスしてご利用いただければ幸いです。

なお、診療施設開設届出等の届出様式については、当所まで問い合わせ願います。

21年度 岩手県南家畜保健衛生所 組織体制



平成21年度特定疾病予防注射接種料金のお知らせ

平成20年度に岩手県南家畜衛生推進協議会で取り扱う各種ワクチンの接種料金（税込み）は以下の通りです。（昨年と同じ料金）

事業区分	ワクチン名	接種料金（円 /1頭）	左のうち 技術料	備考
受託事業	牛5種混合（生）	1,900	500	（5D/本）
	牛5種混合 （不活化）	1,650	500	ストックガード （10D/本）
	牛6種混合 （生+不活化）	2,100	500	キャトルウイン （5D/本）
	牛アカバネ病	1,650	500	（5D/本） （10D/本）
	牛ヘモフィルス	1,200	500	（5D/本） （10D/本）
	豚丹毒（生）	160	90	（20D/本）
	豚丹毒（不活化）	170	90	（50D/本）
独自事業	日本脳炎 ・パルボ混合（生）	1,300	250	（10D/本）
	豚日本脳炎（生）	600	250	（20D/本）
	馬日本脳炎	1,000	500	（10D/本）

編集・発行

〒023-0003 岩手県奥州市水沢区佐倉河字東館 41-1

岩手県南家畜保健衛生所

TEL 0197-23-3531

FAX 0197-23-3593

岩手県南家畜衛生推進協議会

TEL 0197-24-5532

FAX 0197-23-6988